

令和7年度第1回岩見沢警察署協議会議事概要

開催日時	令和7年6月26日（木） 午後3時00分から午後5時00分まで		
開催場所	札幌方面岩見沢警察署 大会議室		
出席委員	委 員	警 察 署	
	会 長 山 越 千 鶴 副 会 長 佐 藤 光 一 委 員 荒 井 愛 吉 良 裕 一 郎 九 津 見 千 佳 子 杉 野 一 義 林 正 之 平 田 京 子 山 口 由 美 子 9 名（定員10名）	署 長 小 谷 学 副 署 長 齋 藤 雅 治 三 笠 庁 舎 所 長 吉 田 治 幸 刑 事 ・ 生 活 安 全 官 幾 島 誠 一 地 域 ・ 交 通 官 谷 高 弘 警 務 課 長 堤 稔 会 計 課 長 中 川 行 正 生 活 安 全 課 長 渡 邊 由 規 生 地 域 課 長 佐 賀 野 猛 刑 事 第 二 課 長 樋 口 賢 也 交 通 課 長 北 村 篤 史 警 備 課 長 新 山 淳 事 務 局 警 務 係 長	
1	委嘱状交付		
2	会長互選・副会長指名		
3	会長挨拶		
4	署長挨拶		
5	自己紹介（協議会委員・警察職員）		
6	懲戒処分等報告		

7 協議事項

(1) 議題

岩見沢警察署における犯罪抑止対策について

- ・発生数の多い犯罪に重点をおいた対策
- ・令和6年中当署管内の刑法犯認知件数で最も多い自転車盗対策の推進
- ・自転車盗の発生状況の分析結果を基に場所を選定した犯罪抑止対策の推進

(2) 質疑応答

【委員】

岩見沢駅などの駐輪場に防犯カメラはあるのですか。

【警察】

駐輪場への防犯カメラの設置はあり、犯罪の予防に役立っています。

【委員】

職務質問をして、防犯登録が自分名義ではない自転車に乗っている学生は相当多いのですか。

【警察】

自分名義の防犯登録の自転車に乗っている学生が大半です。

名義が合わないこともあります。被害届が出ているかどうかは照会すればすぐわかります。

【委員】

仮に、職務質問をした学生が盗難自転車に乗っていた場合、その後どうなるのですか。

【警察】

その学生が自転車の盗難に関係している可能性がある。窃盗事件を視野に学生から話を聞きます。

ただ、盗難自転車に乗っていたからといって、すぐに犯人とは言い切れませんので、慎重に捜査する必要があります。

【委員】

防犯診断カードの交付というお話がありましたがどのようなものですか。

【警察】

自転車を見回って施錠等に不備があれば、防犯診断カードを使って所有者に注意喚起を行うのですが、これを少年補導員や防犯ボランティアの方々と一緒に、自転車盗の発生が多い駐車を重点に実施することで、昨年一番発生の多かった自転車盗を抑止したいと考えております。

【委員】

すごく良い活動だと思うので、できればほかの市町村でもやって欲しいと思います。

(3) 委員からの意見に対する回答

【意見】

市内中心部の一方通行道路での逆送車両が散見されること、昼食時間帯に飲食店等の駐車車両が歩道にかかって駐車していることについての対策をお願いします。

【回答】

一方通行の逆走は通行禁止違反となることから、今後取締りを強化するなどして発生防止に努めます。

また、飲食店等の駐車車両については、対象時間帯における確認を継続実施し、店舗関係者への注意喚起を行うと共に、店舗関係者から来客に対する注意喚起も促したい。

【意見】

岩見沢警察署のホームページを閲覧しましたが、事件事故の発生状況など実に多くの情報がリアルタイムで、かつ明瞭に発信されていました。

もっと多くの市民が閲覧することで犯罪等未然防止の大きな意識付けになると思われることから、閲覧数を更に増やす取組をお願いします。

【回答】

管内に所在する行政機関と連携し、それぞれが管理する広報媒体を活用した情報発信を開始、又は協力の依頼を行っております。

今後も各行政機関が管理する広報媒体を活用した情報発信を進めたいと考えております。

【意見】

クレジットカードの不正利用が多発しているようですが、このような身近な事例についても取り上げていただきたい。

【回答】

先程の議題で取り上げられていた自転車盗はまさに身近で発生している犯罪ですが、あらゆる手口で毎日のように発生している特殊詐欺事件についても身近な犯罪といえます。

本年5月末時点で、特殊詐欺の発生件数、被害金額ともに昨年を上回っており、当署としては、地域住民が被害に遭わないよう、発生状況や日々変わっていく手口などについて広く知ってもらうための広報啓発活動を継続していきたく思います。

【意見】

犯罪の種類によっては再犯率の高いものもあるようだが、そのような犯人を逮捕後に警察はどのような対応をしているのかお話をいただきたい。

【回答】

道警察では「北海道再犯罪防止推進計画」に基づき、薬物事犯や少年事犯等に対し各種取組行っております。

また、本年6月1日からは、刑法の一部が改正され「懲役」「禁固」の刑が廃止され、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行える「拘禁刑」に一本化されるなど、きめ細やかな更生の後押しができるシステムが法務省により構築されました。

9 次回協議会の開催予定等

令和7年9月の開催を予定。